

【研究論文】

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」とを架橋する内容について

広島文教女子大学人間科学部

初等教育学科 教授 橋村 勝明

1 はじめに

昨夏、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（中央教育審議会答申、平成24年8月28日）が公表された。同答申には教育現場が抱える様々な課題を解決すべく、教職全体の改善方策が盛り込まれている。そのような中で、教職課程を有する大学の役割についても記載されており、大学としては今後同答申を踏まえた教職課程の在り方について検討してゆかなければならない。そこで、本稿では今後大学が取り組んでゆかなければならないであろう課題の一つである、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋する内容について検討したい。同答申には教職課程のカリキュラムについて、以下の記載がある。

○カリキュラムについては、教科や教職に関する専門的知識の修得を中心に展開し、具体的には、（中略）

・「教科に関する専門的理解」を十分身に付ける。この際、教科の実際に即した内容とするため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋する内容を展開する。（10頁）

教職課程は、説明するまでもなく「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教科または教職に関する科目」「66条の6に関する科目」で構成されており、単位的な視点から見ればその中心的な役割を担う科目が「教職に関する科目」と「教科に関する科目」であろう。

2 改善の方向性

その、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」とを架橋する科目を設定しようとするのであるが、表現が比喩的であるために、具体的に何をどのようにすれば良いのかがわかりにくい部分がある。架橋する内容とはつまり、教科に関する科目について、教科の専門的な内容ばかりではなく、教職に関する科目と関連させるよう、或いは「教職科目」の中の「教科に関する科目」であることを、より積極的に意識させる内容を展開しなければならないということと理解する。

それを実現するためには、様々な方法が考えられよう。例えば、都築繁幸氏は「議論の方向としては、①教科教育科目を改善する、②教科専攻科目を改善する、③教科教育科目と教科専攻科目を統合して改善する、等がある」とした上で、「教科学」を設定することによって教科と教職との架橋とする愛知教育大学での事例を紹介している¹⁾。

また、坂井俊樹氏は東京学芸大学の授業改善の事例として、「①全科（国・社・理・算・音・図・体・家・生・書写）必修としたカリキュラム「17単位～19単位」とした。②必修（全科）+選択必修

(音・美・体から1単位選択)+自由選択(制限はなし)の3つのカテゴリーを設けた。③履修人数を40人基準で考えた。④教科に関する知識ではなく、教科学習に必要なさまざまなスキル獲得を可能にすることにも配慮した。」としている²⁾。教科と教職とを架橋するという点は、恐らく④が主に担っているのではないかと考える。

答申では先に掲げたように、「「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋する内容を展開する。」という記述のみであるが、答申に至るまでの「審議経過報告」では下のような記述があり、そのイメージがより具体的な表現となっている。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議経過報告)

平成23年1月31日

○具体的なカリキュラムについては、「「教職専門と教科専門の間の溝を埋めるために、従来の『教科に関する科目』と『教職に関する科目』を架橋する、『教科内容構成に関する科目(仮称)』を新設してはどうか」、「教職を目指す者にとって必要な教養教育について議論すべき」、「教科教育法の内容、性格を改めるべき」などの意見があった。(下線筆者・8頁)

先の都築氏の「教科学」は、上の「教科内容構成に関する科目(仮称)」に近いものではないかと考える。その後、「審議のまとめ」では答申の記述の通りとなっている。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議のまとめ)

平成24年5月15日

カリキュラムについては、教科や教職に関する専門的知識の修得を中心に展開し、具体的には、
(中略)

・「教科に関する専門的理解」を十分身に付ける。この際、教科の実際に即した内容とするため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋する内容を展開する。(9頁)

このような答申の背景を踏まえつつ架橋する科目について検討をしてゆかなければならない。

さて、「教科に関する科目」は、多くの場合学部学科の専門科目を充てている。そしてその内容は、学部学科の専門性を支えるものである。従って、教職科目としての位置づけと専門科目としての位置づけとが曖昧なまま現在に至っていると言えよう。特にこのような傾向は、開放制の教員養成の元に教職課程を設置している学部学科にあるのではないだろうか。それは、本来的に教員養成を目的としないために、学部学科の専門性を重視するからであろう。ここに教員養成課程としての教科に関する科目の問題点があるように感じる。

「審議経過報告」でいうところの「教科内容構成に関する科目」を新設するという方向性は、効果的であると考えるが、現状のカリキュラムで改善する方向性についても検討したい。つまり、都築氏のいう②の方向である「教職に関する科目」と架橋となるような「教科に関する科目」の在り方について、検討をしたい。私案は、広島文教女子大学初等教育学科における平成24年度前期の筆者自身の授業の実践によるものである。なお、上記答申は昨年8月に公表されたものであるが、下記実践はこれまでに公表された答申に関わる「審議経過報告(2011年1月31日)」「審議のまとめ(2012年5月15日)」を受けての実践であることを申し添える。

3 「国語学概論」から「国語概論」へ

架橋する科目について検討するためには、内容的なことがらは勿論であるが、内容と共に講義名称についても検討しなければならない。

広島文教女子大学初等教育学科では、小学校教員養成課程の教科に関する科目として従来「国語学概論」が開講されており、筆者がその授業を担当してきた。課程申請は筆者の着任よりも前であるので、担当する際には科目の名称は既に決まっていた。科目名称が「国語学概論」であるので、当然のことながら「国語学」の「概論」である。そして、「国語学」と小中学校の「国語」とは似て非なるものである。「国語学」とは、音韻論・文法論・語彙論・文章文体論・文字論・方言論・日本語史等から構成されている。

そのような「国語学概論」を、教職課程における「教科に関する科目」とすることは妥当である。勿論、大学での講義内容は、例えば小学校での実践で「使える」か「使えない」といえば、殆どその知識を使うことは無いかも知れない。しかし、小学校教諭は小学校で学習すべき内容さえ理解していれば良い、ということは当然のことながら無い。そのような観点から、「国語学概論」は小学校教員養成課程の教科に関する科目に位置付けられてきたことには意義がある。

しかし、上記の「教職と教科の架橋」と表現されるように、今教職課程に於いて求められている授業内容は、教科に関する科目であっても教職課程の中に位置付けられる限りは、教職と何らかの関わりを持って講義が展開されなければならない、ということであろう。

そこで、本講義では講義名を「国語学概論」から「国語概論」へと改めた。より一般的な概念であり、また小中学校の教育課程における科目名称である「国語」の「概論」とし、学問領域の専門的な部分だけではなく、それが教科指導の基礎としてどのように活かされるのかを含んで講義を行った。「国語学」の「概論」から「国語」の「概論」への転換である。以下に「国語学概論」及び「国語概論」それぞれの授業計画を掲げる。

平成23年度「国語学概論」授業計画

第1回	ガイダンス	講義内容についての説明
第2回	音韻論Ⅰ	音声記号・調音点・調音法
第3回	音韻論Ⅱ	日本語の音声
第4回	方言学Ⅰ	方言区画と方言圏論
第5回	方言学Ⅱ	地域方言学と社会方言学
第6回	文法論Ⅰ	様々な文法論
第7回	文法論Ⅱ	時枝文法と橋本文法
第8回	語彙論Ⅰ	語形と語義
第9回	語彙論Ⅱ	意味変化
第10回	語彙論Ⅲ	位相語
第11回	語彙論Ⅳ	名付け
第12回	文字・表記Ⅰ	漢字
第13回	文字・表記	仮名
第14回	日本語史	日本の歴史と言葉の変化
第15回	まとめ	講義内容のまとめ

平成24年度「国語概論」授業計画

第1回	ガイダンス
-----	-------

第2回	話すこと・聞くこと1	コミュニケーション論①	グライスの協調の原則
第3回	話すこと・聞くこと2	コミュニケーション論②	ポライトネス
第4回	話すこと・聞くこと3	音声音韻論①	調音点・調音法
第5回	話すこと・聞くこと4	音声音韻論②	アクセント・イントネーション
第6回	書くこと1	文章表現論①	文章作成の実践
第7回	書くこと2	文章表現論②	コンポジション理論
第8回	書くこと3	文章表現論③	読解の方法
第9回	読むこと1	文章論①	文章の種類
第10回	読むこと2	文章論②	文章の歴史
第11回	読むこと3	文章論③	読解の方法
第12回	言語事項1	文字論	字形・字体
第13回	言語事項2	表記論	送り仮名法
第14回	言語事項3	文法論	作文指導と文法
第15回	まとめ	講義内容のまとめ	

平成23年度までの「国語学概論」では、研究領域としての「国語学」全般を覆う内容とした。平成24年度の「国語概論」では、「国語」の全域を覆う内容とはしているが、「国語」の在り方と教科としての「国語」とがどのように関わっているのか、ということに配慮をした内容になっている。上記の授業計画からは内容の詳細を窺い知ることは出来であろうが、『小学校学習指導要領解説 国語編』³⁾を参考文献として指定し、授業の内容が小学校の国語科とどのように関わるのかという点に配慮をしながら授業を進めた。また、他の授業との関連を配付資料によって示すことで教科に関する科目や教職に関する科目との有機的な関係性の構築を心懸けた。次節では特に、内容的な点での配慮について具体的に述べる。

4 架橋する科目としての「国語概論」の在り方

「国語概論」では、授業計画を示す上で講義内容を小中学校国語科の領域である三領域一事項に分類し、その下位項目に日本語学の専門領域を配置した。このことによって、学生にとっては専門的な知識と指導内容との関連付けがされると考える。

例えば、音声音韻論であれば、国語学概論では母音三角形から始まり、子音の調音点、調音法、音声記号などについて説明をしてきた。これらは、学生にとって知的関心はあるものの、国語学として専門的な内容であり、他の教職に関する科目と比較すると、ここで学んだ知識が生かせる場面を想像することが困難なようであった。

しかし、教育現場に出て教壇に立ち実際に課題が生じてきたときに、初めて自らが知識を有していることに気がつくのであろう。もっとも、学生の頃の学修内容について気がつけば良いがそのまま気がつかず、数々の記憶と共に忘れ去られていることも多いだろうと推測する。そこで、教科の科目を展開する上では実際の指導場面を想定しながら講義をすることが必要であると考えるのである。実際の指導場面といっても、場面は様々であるので、『小学校学習指導要領解説 国語編』に記載されている内容を取り上げながら講義をすすめた。『小学校学習指導要領解説 国語編』には、以下のような記載がある。

入門期には、幼児音の残る児童も見られる。幼児音には、「ライオン」を「ダイオン」、「子ども」

を「コロモ」, 「サカナ」を「チャカナ」と発音するなどラ行やサ行などによくみられる置き換えや, 「トウモロコシ」が「トウモコシ」となる音の省略などがある。(38頁)

例えば, 現場の教員には上記の現象が見られたときに一つの現象として理解し, また別の現象が見られたときにはそのような現象があるのだ, と個別に理解されるのではなく, 音声音韻論の知識をもって体系的に理解されることが望まれる。また, 上記の現象がなぜ起きるのかということに対する深い理解も得られ, 指導の在り方も専門的な知識と結びついているか否かで, 変わってくるのではないかと考えるのである。つまり, 「ライオン」が「ダイオン」となるのは, 「ラ」の弾き音が未発達のために既に獲得している破裂音で代用しようとしており, 「ダ」となるのは子音の調音点が「ラ」と近接しているためである, ということである。このような説明を, 教員が直接児童に説明をすることは無いであろうし, またその必要も無いのであるが, 教科に対する深い理解に基づく教育活動の実現が, 教科に関する科目の意義ではないかと考えるのである。

5 まとめと今後の課題

以上の検討は, 本学初等教育学科の教科に関する科目である国語概論でのものである。初等教育学科は, 教員養成を学科の目的としているので受講生は全員教員免許状取得を前提としている。従って, 『学習指導要領』を参照しながら専門の講義を展開することに対して特に問題が生じることはなかったように思う。しかし, この授業に教職課程を履修しない学生が受講している場合を考えると, 如何だろうか。

従来「教科に関する科目」は, その名称通り教科の内容に関係していれば良いのであるが, 開放制の教員養成の原則に従って, 本来教員養成を目的としない学部学科にも教職課程が設置されており, その場合は学部学科の専門性に従った科目が「教科に関する科目」としておかれている。その場合, これまでに提示した改善案は, 教職を本来的な人材育成においている学科に関しては無理なく実践できるが, それ以外の学部学科では慎重な意見もあろうと推測する。今後の課題としては, 教員養成を目的としない学部学科に設置されている教職課程における架橋する科目の在り方ではないかと考える。

参考文献

- 1) 都築繁幸「教科教育と教科専門を架橋する「教科学」」『SYNAPSE』ジアース教育新社, 平成24年11月
- 2) 坂井俊樹「子どもたちの現実と大学における教科指導プログラム」『SYNAPSE』ジアース教育新社, 平成24年12月
- 3) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 国語編』東洋館出版社, 平成20年8月